

# 地域雇用開発促進法のスキーム

## 一指針の策定 ＜厚生労働大臣＞

### 雇用開発促進地域 (雇用情勢が特に 厳しい地域)

【区域】ハローワークの範囲を基本  
(労働市場圏を想定)

【雇用情勢】有効求人倍率が全国平均の3分の2(1以上の場合は1、0.67未満の場合は0.67。全国平均が0.67未満の場合は全国平均)以下、労働力人口に対する求職者割合が全国平均以上

【計画期間】3年以内 等

### 自発雇用創造地域 (雇用創造に向けた 意欲が高い地域)

【区域】市町村単位(単独又は複数)

【雇用情勢】有効求人倍率が全国平均(1倍を超える場合は1、0.67未満である場合は0.67。)以下又は有効求人倍率が1未満であって人口減少率が全国平均以上

【重点分野】地域重点分野の設定、雇用創造協議会(市町村(都道府県)、経済団体等)の設置

【計画期間】3年以内 等

## 一計画策定一

### ＜都道府県＞

#### 地域雇用開発計画

- ・区域
  - ・地域雇用開発の方策
  - ・計画期間
- 等



関係市町村の意見

### ＜市町村+都道府県＞

#### 地域雇用創造計画

- ・区域
  - ・地域重点分野
  - ・計画期間
  - ・地域雇用開発の方策
- 等



協議会の議決

102地域(平成28年5月1日現在)

- ・関係行政機関の長に協議
- ・地方労働審議会への付議



同意  
＜厚生労働大臣＞



- ・関係行政機関の長に協議
- ・地方労働審議会への付議

43地域(平成28年4月1日現在)

## 一国の支援措置一

### ○事業主に対する助成

・事業所の設置・整備に伴う地域求職者の雇入れ助成(50万円～800万円)

○戦略産業雇用創造プロジェクト参加事業主に対する特例

### ○実践型地域雇用創造事業

・地域雇用創造協議会から提案される事業(雇用創出、能力開発、就職促進等)の中から、雇用創造効果の高いものに対し、委託費を支給(最大3年度間、上限各年度2億円(2以上の市町村が共同で創造計画を策定した地域にあっては2.5億円))

○労働者の委託募集に係る特例措置